

平成 23 年 5 月 31 日

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局長
高井 康行 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 久常 節子



要 望 書

看護の現場では、夜勤・交代制勤務の労働負荷にくわえて時間外労働が常態化しており、とくに出産・育児期にある看護職においては、仕事と家庭の両立が困難となり、毎年、多くの看護職が離職しています。その欠員を埋めるためにさらに多くの新規採用をしていますが、労働条件・環境改善の立ち遅れにより、また離職が生じるという悪循環に陥っています。

現在、働く看護職は、わが国の女性雇用労働者のほぼ 18 人にひとりに相当し、働く女性の中で大きな位置を占めています。女性全体の働く環境を改善するうえでも、看護職への仕事と家庭の両立支援をはじめ、労働時間管理の適正化、法令順守に向けた支援策が重要であると考えます。医療施設等事業所の大半は中小規模であり、人事労務管理体制の不備などにより、法規定に基づく対応の遅れが懸念されるため、ことに中小規模事業所への支援の強化は急務です。

また、近年、児童虐待によって尊い子どもの生命が奪われる重大な事件が後を絶たず、社会全体で早急に解決すべき課題となっています。安心して子育てできる環境の確保のために、児童虐待予防に向けたケア提供体制の整備が不可欠です。

上記理由により、平成 24 年度予算案の編成に当たっては、下記の事項につきまして、ご尽力を賜りますよう強く要望いたします。

重 点 要 望

1. 看護職のワーク・ライフ・バランスの推進
2. 児童虐待予防に向けたケア提供体制の整備

1. 看護職のワーク・ライフ・バランスの推進

1) 仕事と家庭の両立支援に取り組む医療施設等事業所への支援の推進

[要 望]

看護職の労働条件・労働環境改善に取り組む医療施設等事業所を支援するために以下の支援を実施されたい。

- 1) 国および都道府県行政の施策に関する情報の一元化
- 2) 都道府県ごとの「看護師等の雇用の質改善支援窓口」(仮称)開設
- 3) 雇用管理全般に関する包括的な指導ならびにコンサルテーション等の実施

また、とくに中小規模の事業所に対して、重点的に支援されたい。

要望の背景

従来、医療施設等事業所への看護職の労働条件・環境改善の支援としては、たとえば、医政局、雇用均等・児童家庭局それぞれにおいて職員の定着促進、仕事と子育ての両立支援を目的とする助成金等の施策が実施されているが、情報提供ルートや申請窓口がいわゆる「縦割り」でわかりにくく、極めて利用しにくくなっていた。

より実効性のある支援策とするためには、関係部局ごとの縦割りの情報を一元化し、かつ、都道府県単位で、各労働局並びに同局雇用均等推進室と県行政保健医療主管課の密接な連携の下、「看護師等の雇用の質改善支援窓口(仮称)」設置によりサービス窓口を一本化するなど、サービスへのアクセシビリティを高めることが不可欠である。くわえて、現行の両立支援策においては、次世代育成支援一般事業主行動計画の策定・届出および両立支援助成金並びに両立支援レベルアップ助成金等の活用の促進に向けて、広報活動を強化するとともに、助成事業に関しては、手続きの簡素化、助成規模の拡大など事業の強化が必要である。

医療施設等事業所に対しては、雇用管理全般を看護の質の確保並びに医業の管理運営にかかわる関連法規(保健師助産師看護師法、医療法、健康保険法(診療報酬算定要件)等)をふまえて改善できるよう、包括的な指導並びにコンサルテーションの実施など、総合的な「看護の雇用の質改善」への支援策の推進が不可欠である。

2) 次世代育成に係る総合的対策の推進

[要 望]

仕事と生活の両立支援策としての放課後児童対策ならびに待機児童解消対策をはじめとする各種保育サービスを一層拡充されたい。

要望の背景

妊娠・出産・育児が看護職の主たる離職要因となっている実状から、看護職の就業継続を可能とするためには、待機児童の解消、保育の受け皿確保が必要である。

急な休暇取得の際の代替要員の確保が困難な労働環境であるために、病児・病後児保育へのニーズが依然として高い。また、看護職の多くがシフト勤務に従事しているため、土日・祝日保育のサービスは不可欠である。

くわえて、ほとんどの医療施設等事業所においては、時間外労働が常態化しているために、学童期の子育て期にある看護職にとって、放課後児童の保育サービスを受けられるか否かが就業継続を左右するのが現状であるため、放課後児童対策の強化が重要である。

保育サービスの基盤強化およびニーズに応じた各種サービス拡充等、さらなる総合的な両立支援策の推進が必要である。

2. 児童虐待予防に向けたケア提供体制の整備

[要 望]

1. 妊娠・出産・子育てに関する相談体制づくりの構築

児童虐待の発生を予防するために、妊娠・出産・育児期にある女性や家族が相談しやすい体制の整備と相談先の周知徹底を図られたい。

2. 妊娠初期からの継続した支援体制の整備

妊娠初期から妊娠を前向きに受けとめ、安全・安心な出産や健やかな子育てにつなげるために、虐待予防の支援を行えるよう医療機関と行政機関との継続的な連携が強化される体制の整備を促進されたい。

要望の背景

近年、尊い子どもの生命が奪われるなど重大な事件が増加しており、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第6次報告)」において、平成20年度の生後0カ月児の死亡の約半数の背景として、「望まない妊娠」や「計画外妊娠」があり、そのことが妊娠を前向きにとらえられない状況をうみだしていると考えられる。

そのため、児童虐待の発生を予防するためには、妊娠初期からの関わりが重要である。

ひとつには、妊娠初期の段階で、妊娠・出産・育児に対して、悩んでいる女性やその家族がいつでも相談できるよう電話相談等の開設や相談先の周知徹底が必要である。

また、望まない妊娠を前向きにとらえられるような支援をするためにも、妊娠初期から助産師が助産外来等で関わるのが有効と考えられる。あわせて、母子健康手帳の交付から妊婦健康診査、母親・両親学級、新生児・赤ちゃん訪問など、出産前後の妊産褥婦・家族との関わりにおいて、医療機関と行政機関が連携し、継続的に支援をしていくことが必要である。虐待を予防するために、助産師の活用や医療機関と行政機関との連携が強化される体制の整備が重要である。